

契 約 書

1 物品の名称等

品名	規格	数量	単価	金額	備考
消費税					
合計					

2 契約金額 金 円也。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10
を乗じて得た額である。

3 契約保証金 御代田町財務規則第125条第3項第 号により免除

ただし、契約を履行できなかったときは請負代金額の100分の10に相当する額を納入する。

4 納入場所

5 納入期限 年 月 日

上記について 御代田町長 を甲とし を乙として
下記条項により契約を締結する。

記

- 1 物品はすべて甲の示す発注書のとおりとし、且つ甲の行う検査に合格するものとする。
- 2 乙は物品を納入するときは、納入明細書によりその旨を届けなければならない。この場合甲は遅滞なく検査を行うものとする。
- 3 納入場所までに要する費用並びに検査のため変質し、又は、消耗き損したものはすべて乙の負担とする。
- 4 物品の所有権は、甲が合格品と認め検査を終わったとき、乙から甲に移るものとする。この場合の所有権移転前に生じた物品の亡失き損は乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大なる過失による場合はこの限りでない。物品の性質上必要な容器外包等は甲の所得とする。
- 5 検査の結果不適合とする物品は、乙は直ちに引取、更に甲の指定する期限内にその代品を納入しなければならない。
- 6 対価支払の時期は、納品検査後甲が適法な支払請求書を受領した日から甲の指定した日とする。
- 7 乙が粗悪品を納入したときは甲は完全な給付を請求し、併せて粗悪品納品によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 8 乙が納入期限までに納入できないときは、甲は相当の猶予期限を与え、その期限内になお納品できないときは、この契約を解除することができる。この場合、甲は責任を負わないものとする。
- 9 本契約に関し、甲、乙、間に紛争があったときは、甲乙協議の上、解決する。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上各一通を所持する。

年 月 日

甲 住所

氏名

Ⓜ

乙 住所

氏名

Ⓜ